

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和3年10月15日

□ 中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	●知事 ○市区町村長等
2. 都道府県名	神奈川県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	113-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.pref.kanagawa.jp/docs/b8k/myn/index.html">http://www.pref.kanagawa.jp/docs/b8k/myn/index.html</a>

執行機関名 神奈川県知事

知事等(教育委員会)が行う高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せてその他の給付等を実施している事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	私立の高等学校等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号。以下「就学支援金法」という。))第2条各号に掲げるものをいう。以下同じ。)の設置者に対する入学金又は授業料の減免額に係る補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年10月20日神奈川県条例第71号) 別表第1の4の項  私立の高等学校等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号。以下「就学支援金法」という。))第2条各号に掲げるものをいう。以下同じ。)の設置者に対する入学金又は授業料の減免額に係る補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律 第1条	私立学校生徒学費軽減事業補助金交付要綱 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	(目的) 第一条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	(趣旨) 第1条 この要綱は、私立高等学校等、私立中学校(中等教育学校前期課程を含む。以下同じ。)及び私立小学校(以下「私立学校」という。)の生徒の入学金及び授業料(以下「学費」という。)の保護者等の負担軽減を図るため、神奈川県内に設置されている私立学校の設置者(以下「設置者」という。)が行う学費軽減事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、補助金の交付等に関する規則(昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		私立学校生徒学費軽減事業補助金交付要綱